

# 保険法改正に対する改定のご案内

平素より長野県福祉共済協同組合の共済事業につきまして格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では、「共済契約者の利益の保護」等を目的とした「**保険法**」（平成 22 年 4 月 1 日施行）に対応した改定を以下のとおり実施いたしますのでご案内申し上げます。

なお、改定事項は、共済期間の始期日が平成 22 年 4 月 1 日以降のご契約から適用となりますが、一部の改定事項につきましては、共済期間の始期日が平成 22 年 3 月 31 日以前のご契約にも適用となります。（該当する事項のタイトル部分に「**遡及**」と表示しております。）改定事項に関する詳細につきましては、当組合までおたずねください。

## 1 ご契約時の「告知ルール(告知義務)」の変更

- ご契約者等※ が重要な事実を自主的に当組合に告知していただく「自主的申告義務」から、危険に関する重要な事実のうち、当組合が「告知事項」とし告知を求めた事項についてご契約者等※ に事実を正しくお答えいただく「質問回答義務」へ変わりました。

### 告知事項（契約締結時に事実を正しくお答えいただく事項）

共済契約申込書の記載事項で★印の付された事項が告知事項になります。

- 傷害共済の場合  
被共済者の職種に関すること
- 中小企業家族共済・福利厚生共済・医療共済・病気入院共済特約の場合  
被共済者の健康状態に関すること

- 当組合が告知義務違反としてご契約を解除できる場合は、「ご契約者等※ が故意または重大な過失によって告知義務違反に該当する場合」に限定されます。
- 保険法により、当組合が告知義務違反によりご契約を解除した場合でも、解除前に発生した事故等について、告知義務違反となった事実との間に因果関係がないときは、共済金をお支払いすることが定められました。（「因果関係不存在の特則」といいます。）

\*告知義務の対象となる方「ご契約者等」とは、共済契約者または被共済者をいいます。

## 2 ご契約後の「通知ルール(通知義務)」の変更

- ご契約締結後、ご契約者等※ が共済契約の内容等について変更（危険の増加を伴う変更をいいます。）が生じた場合に、遅滞なく当組合に通知いただく事項（通知事項）を明確にいたしました。

### 通知事項（変更の事実発生後、遅滞なく当組合にご通知いただく事項）

- ・ 共済契約締結後、被共済者が共済証書記載の職種を変更された場合、ご契約者等※ がその旨を遅滞なく当組合にご通知いただく事項をいいます。 \* 「ご契約者等」とは、共済契約者または被共済者をいいます。

## 3 「重大事由によるご契約の解除」規定の新設

**遡及**

- 保険法により、当組合がご契約を解除できるケースは次の場合と定められました。
- 平成 22 年 4 月 1 日以降事由発生から適用します。

- ご契約者等※ が故意に事故等を発生させた場合（未遂行為も含まれます。）（2）共済金請求に詐欺を行ったりした場合（未遂行為も含まれます。）（3）（1）（2）と同程度にご契約者等※ と当組合との信頼関係を損ない契約の存続を困難とする場合 \* 「ご契約者等」とは、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方をいいます。

## 4 「当組合によるご契約の解除の効力・共済掛金返還」の明確化

- 保険法により、告知義務違反や通知義務違反などによりご契約が共済期間の途中で解除となった場合、解除の効力は解除日から将来に向かって生じると規定されました。
- ご契約が共済期間の途中で解除となった場合、当組合は領収した共済掛金のうち、未経過期間に相当する共済掛金を原則としてご契約者に返還いたします。
- ただし、「共済契約の取消し」の場合には、共済掛金を返還いたしません。（「共済契約の取消し」は、当組合がご契約者等の詐欺・強迫により共済契約を締結した場合に限られます。）

## 5 「被共済者による共済契約の解除請求」規定の新設

- 一定の条件を満たす場合には、被共済者が共済契約者に対して共済契約（その被共済者に係る部分に限ります。）を解除することを求めることができるようになりました。

## 6 「共済金お支払時期」の明確化

遡及

- 保険法に基づき、共済事故発生後、当組合が共済金をお支払いする時期（共済金支払の履行期）を明確に決めました。
- 平成 22 年 4 月 1 日以降発生共済事故から適用します。
- 共済金のお支払いの時期を原則、共済金請求手続完了日からその日を含めて 30 日以内とします。
- 共済金のお支払いに必要な確認のために特別な照会または調査が必要となる場合で、かつ、30 日以内にお支払いができない場合には、当組合はお支払期限（内容と期限については下表の通りです。）を定め、共済金受取人へ書面にてご通知いたします。

【特別な照会または調査の事例】

特別な照会または調査の内容	共済金をお支払いする期限
①警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査結果の照会	180日
②専門機関、医療機関による鑑定、診断等の結果の照会	90日
③後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④災害救助法が適用された災害の被災地域における調査	60日
⑤日本国外で発生した事故について、日本国外における調査	180日

※万一、当組合が定めた支払期限までに共済金をお支払いできなかった場合には、遅延利息をお支払いします。

## 7 消滅時効期間の延長

- 当組合に対する共済金請求権の消滅時効期間（共済金を請求できる時から請求権が消滅するまでの期間）が、従来の 2 年間から 3 年間に変更になりました。

◇◇◇お問い合わせ窓口◇◇◇

### 長野県福祉共済協同組合

お問合わせ : 0120-86-9431

受付時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00

（土曜、日曜、祝祭日は休業とさせていただきます）